

災害による県営住宅の目的外使用許可に関する事務取扱要領
(県営住宅が災害にあった場合)

(趣旨)

第1条 この要領は、災害により住宅に困窮することとなった者(以下「被災者」という。)の居住の安定を図るため、地方自治法第238条の4第7項による県営住宅の目的外使用許可(以下「使用許可」という。)について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 災害とは、地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象のほか、火災、火災による水損等とする。

被災者とは、災害より住宅を全壊、半壊、もしくは継続して居住することが困難であると住宅課長が判断した者とする。

(使用許可)

第3条 被災者に限り、使用許可することができる。なお、公営住宅法第23条による収入基準等の入居者資格要件は問わない。

(住戸条件)

第4条 使用許可できる住戸は、原則として耐火構造であり、かつ、使用許可申請時点において、入居予定のない住戸とし、被災者が居住していた住宅の存する学区内の県営住宅を優先する。

(使用期間)

第5条 使用許可の期間は、原則として6か月以内とし、被災者の事情により必要に応じて延長することができる。

(使用料)

第6条 使用料は、公営住宅法施行令第2条に基づいて算定した使用料額とする。ただし、被災者の事情により、必要に応じて、使用料の徴収猶予又は免除をすることができる。

(申請の手続き)

第7条 県営住宅を使用する者は、県営住宅使用許可申請書(別記様式第1号)に使用許可を申請する県営住宅等を記載して知事に提出し、その使用許可を受けるものとする。

この場合において、申請書には原則として次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該県営住宅に入居しようとする者の住民票
 - (2) 被災を証明する書類
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、使用を許可したときは、県営住宅使用許可書(別記様式第2号)を交付するものとする。

(許可条件)

第8条 知事は、使用許可を行う場合に次の条件を付するものとする。ただし、使用を許可された者(以下「使用者」という。)が下記の条件を守らないときは、知事は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者は、団地内の住民と良好な関係を維持するよう努めなければならない。
- (2) 使用者は、善良なる管理者の注意をもって使用許可を受けた県営住宅を使用しなければならない。
- (3) 知事は、県営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認められるときは、当該使用者に対して、県営住宅の使用の状況を報告させることができる。
- (4) 使用者は、県営住宅使用許可申請内容に変更が生じたときは、速やかに知事に報告しなければならない。
- (5) 知事は、使用者が使用許可の条件に違反したとき、または県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるときは、使用者に対する使用許可を取り消すことができる。
- (6) 使用者は、使用許可を受けた県営住宅を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- (7) 使用者は、住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状の回復が容易な場合であって、知事の承認を得たときは、この限りではない。
- (8) 使用者は、県営住宅を退去する場合、原状回復義務を負うものとする。
- (9) 使用許可を取り消した場合において、使用者に損失が生じても県はその損失を補償しない。
- (10) 使用許可を受けた県営住宅について支出した有益費その他の費用については、県に請求することはできない。
- (11) 本条件に関し疑義があるときその他使用許可を受けた県営住宅の使用について疑義が生じたときは、すべて知事の決定するところによるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、県営住宅の使用許可に関して必要な事項は、別に定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成18年7月14日から施行する。

別記様式第1号

県営住宅使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事

様

申請者住所

氏名

印

下記のとおり県営住宅を使用したいので、申請します。

記

1 使用許可を申請する県営住宅

団地名	棟、号	備考
県営 団地		

2

使用目的	火災の被災による一時避難のため。
------	------------------

3 使用許可県営住宅に入居する者

氏名	生年月日	性別	勤務先又は学校名

4 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 添付書類

- (1) 当該県営住宅に入居しようとする者の住民票
- (2) 被災を証明する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

別記様式第2号

熊本県指令住第 号

使用者住所
氏名

年 月 日付けで申請のありました県営住宅の目的外使用については、地方自治法第238条の4第4項により次の条件を付して許可します。

年 月 日

熊本県知事

(使用許可県営住宅の表示)

第1条 使用を許可する県営住宅は、次のとおりとする。

(1) 所在地

(2) 団地名 団地 棟 号

(3) 住戸専用面積

(指定する用途)

第2条 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、前条の県営住宅を住宅の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

ただし、翌年度も継続して使用しようとする場合は、2月末までに申請手続を完了するものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、公営住宅法施行令第2条に基づいて算定した使用料額とする。

ただし、被災者の事情により、必要に応じて、使用料の徴収猶予又は免除をすることができる。

(許可条件)

第5条 使用者は、団地内の住民と良好な関係を維持するよう努めなければならない。

2 使用者は、善良なる管理者の注意をもって使用許可を受けた県営住宅を使用しなければならない。

3 知事は、県営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認められるときは、使用者に対して、当該県営住宅の使用の状況を報告させることができる。

4 使用者は、県営住宅の使用許可の申請内容に変更が生じたときは、速やかに知事に報告しなければならない。

- 5 知事は、使用者が使用許可の条件に違反したとき、又は県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるときは使用許可を取り消すことができる。
- 6 使用者は、使用許可を受けた県営住宅を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 7 使用者は、住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状の回復又は撤去が容易である場合であって、知事の承認を得たときは、この限りでない。
- 8 使用者は、県営住宅を退去する場合、原状回復義務を負うものとする。
- 9 使用許可を取り消した場合において、使用者に損失が生じても県はその損失を補償しない。
- 10 使用許可を受けた県営住宅について支出した有益費その他の費用については、県に請求することはできない。
- 11 本条件に関し疑義のあるとき、その他使用許可を受けた県営住宅の使用について疑義を生じたときは、すべて知事の決定するところによるものとする。

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、この処分の取消しの訴えはその異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から6か月以内に提起しなければならないこととされています。